

## 津久見市都市計画マスタープラン策定後のまちづくりについて

## 1. 都市計画マスタープランに記載した「今後のまちづくりの方法」

都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な目標を定めたものであり、それ自体がゴールではありません。そのため、都市計画マスタープラン第4章「実現化方策」の中で、策定後のまちづくりの進め方として、主に以下の内容をまとめています。

| 第4章「実現化方策」の目次                 | 主な記載内容                                                                              | 頁  |
|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 1. 計画の実現に向けた組織体制の充実           |                                                                                     |    |
| (1) 市民参加によるまちづくり協議会の推進        | 「まちづくり協議会」を中心とした本市のまちづくりの組織体制。特に都市計画マスタープランの策定後の施策に関連が深い「暮らしやすいまちづくり協議会」の運営の方向性を記載。 | 68 |
| (2) 効率的な施策の推進                 | 行財政の効率化の一環として効果的な都市計画等による運用方針を記載。                                                   | 69 |
| (3) 都市計画マスタープランの進捗状況の管理・評価の実施 | 策定後の都市計画マスタープランに記載された施策の進捗管理や見直し方針を記載。                                              | 69 |
| 2. 住民主体のまちづくりに向けて             |                                                                                     |    |
| (1) 都市計画マスタープランの周知            | 都市計画マスタープランで示したまちづくり全般の指針の理解と広報・啓発活動の推進方策を記載。                                       | 69 |
| (2) 市民のまちづくり参加機会の増大           | 「暮らしやすいまちづくり協議会」以外でも「ワークショップ」など市民が気軽に意見を言える場を創出することを記載。                             | 69 |
| (3) まちづくりリーダーの育成              | 「地域別ワークショップ」の参加者を今後のまちづくりのリーダー候補とすることや、将来の本市の担い手となる学童へのまちづくり活動の実習等の検討を記載。           |    |
| 3. 都市計画の決定又は変更に向けて            |                                                                                     |    |
| (1) 地域地区等の決定または変更             | 都市計画マスタープランで定めた土地利用の方針に基づいていくことを記載。                                                 | 70 |
| (2) 都市計画道路等の決定又は変更            | 郊外部の路線など都市計画道路の見直しを行うことを記載。                                                         | 70 |
| (3) 都市計画的手法の新規導入              | 地区計画等、きめ細かな都市計画手法を用いたまちづくりを推進することを記載。                                               | 70 |

## 2. 都市マスタープラン策定後の取組みについて

( 都市計画マスタープランの実現化に向けた施策メニュー“たたき台”一覧表 )

全体構想でかけられた都市計画の方針に基づき、地域の皆さまから頂いたご意見をもとに策定された地域別構想で示す、具体的なまちづくりを実施していくため、都市計画マスタープランの策定後にどのような施策をどのような手段で、どの時期に着手していくか、について検討しているところです。

施策には、優先度（緊急度）・実現性（予算）・市民のニーズ等を踏まえ、大きく3つの着手時期（＝話し合いや検討を始める時期）を設けて検討することになっています。既に検討されている施策もありますので、これらを「継続」しながら、優先度等を考慮して前期着手（一覧表内の表現：「前」）と後期着手（一覧表内の表現：「後」）に区分して行います。

なお、これはあくまで「たたき台」の段階であり、今後は時代の変化を踏まえつつ市民の声や協議会からの指摘、庁内の議論を行い、この施策メニューを更新していく必要があります。

### 施策メニュー“たたき台”一覧表の標記凡例

#### 担当課

まち：まちづくり推進課、都建：都市建設課、教委：教育委員会、福祉：福祉事務所、農水：農林水産課、環境：環境保全課、秘書：秘書課、総務：総務課、消防：消防署、市民：市民生活課、健推：健康推進課

#### 着手時期

前：5年以内      後：10年以内      継続：現在実施中

#### 検討する機関

1：語らいのまちづくり    2：やさしいまちづくり    3：笑顔があふれるまちづくり    4：行ってみたいまちづくり    5：暮らしやすいまちづくり    6：美しいまちづくり

| 第一中学校地域(施策メニュー“たたき台”) |                                                                                         | 着手<br>時期 | 担当課         | 検討<br>機関 |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------------|----------|
| 1-A                   | ・津久見港青江地区の公共施設用地には、複合的な役割を有する官公庁機能の移転を検討。                                               | 前        | まち、都建       | 1、5      |
| 1-B                   | ・既存商店街では、店主や商工会議所などの意見を取り入れた新たな利用等を検討するなど、商業業務機能の集積を促進。                                 | 前        | まち、都建       | 1、4、5    |
| 1-C                   | ・日代地区は住みよい住宅環境の維持。また日代中学校の跡地は校舎等の既存ストックの有効活用方を検討。                                       | 前        | まち、教委、都建    | 3、5      |
| 1-D                   | ・交通弱者に対し、危険な場所については信号機の設置等、安全対策。                                                        | 継続       | 都建、福祉、市民    | 2、5      |
| 1-E                   | ・これまでの公共バスだけでなく、コミュニティバスや福祉タクシー等、機動性の高い交通の利便性向上に向け、多面的な視点より検討。                          | 継続       | まち、福祉       | 1、2      |
| 1-F                   | ・中心市街地及び住宅地内の生活道路について、歩行者が安心して通行できるよう歩行者空間の確保とバリアフリー、ユニバーサルデザイン化。                       | 継続       | 都建、福祉       | 2、5      |
| 1-G                   | ・つくみん公園にイベント等を集中的に実施し、本公園が賑わいの中心になる取り組みを実施。                                             | 継続       | まち、都建       | 1、4、5    |
| 1-H                   | ・市街地内の狭隘道路や未改良区間の整備を促進。                                                                 | 継続       | 都建          | 5        |
| 1-I                   | ・地域を分断する踏切の改良について関係機関へ働きかけ。                                                             | 後        | 都建          | 5        |
| 1-J                   | ・幹線道路網の整備や分かりやすい案内標識の設置を推進し、集落地内の生活道路への通過交通の流入を抑制。                                      | 前        | まち、都建       | 4、5      |
| 1-K                   | ・つくみん公園をはじめ、市民野球場が併設された総合運動公園等、本市のみどりの拠点を活用するため、施設整備の維持管理に努め、交流活動や健康増進にむけたイベント等を検討。     | 継続       | 都建、教委、健推    | 2、3、5    |
| 1-L                   | ・公園のあり方や施設等、住民の意見を集約し今後の更新事業に反映。                                                        | 前        | 都建          | 5        |
| 1-M                   | ・津久見湾への景観を意識したまちなみを検討。                                                                  | 前        | 都建、環境       | 5、6      |
| 1-N                   | ・本地域の視点場（ビューポイント）となる丘陵地の公園や道路などからの良好な景観の保全、セメント工場など津久見らしさが内外に伝わるよう、景観マップ等の作成を検討。        | 前        | まち          | 4        |
| 1-O                   | ・老朽化した木造密集市街地では、住宅の更新時には耐火耐震建築の指導。                                                      | 継続       | 都建          | 5        |
| 1-P                   | ・つくみん公園を中心に、食の観光マップや、市指定の天然記念物、文化財、史跡などを盛り込んだウォーキングコースなどの作成等を行い、PR。                     | 前        | まち、教委       | 3、4      |
| 1-Q                   | ・土砂災害や水害の危険個所の周知徹底や、情報伝達の充実、またそれらに備えた対策。・南海・東南海地震等、未知の災害に備え避難訓練の実施や避難誘導標・避難場所表示の対策。     | 継続       | 総務、消防、都建、農水 | 5        |
| 1-R                   | ・みかん畑については、特に優良畑を本市の独特な緑農景観としその保全。農業従事者の減少を食い止めるため、関係部署との調整により後継者対策の充実とあわせ新たな担い手の創出も検討。 | 継続       | 農水          | 4        |
| 1-S                   | ・ワークショップで再発見された地区の祭事を通じ、コミュニティ充実を図る支援を検討。                                               | 前        | まち、教委       | 1、3      |
| 1-T                   | ・街灯の位置や子供へ「こまったときに来る場所」の箇所を検討し防犯。                                                       | 継続       | 秘書、教委、市民    | 1、3      |
| 1-U                   | ・住民参加による花いっぱい運動などの地域内交流や、地区の魅力向上につながる美化活動等や、語り部による地域の歴史の掘り起こしを支援。                       | 前        | まち、教委、都建    | 1、3      |

| 第二中学校地域(施策メニュー“たたき台”) |                                                                                                                              | 着手時期 | 担当課      | 検討機関 |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----------|------|
| 2-A                   | ・水晶山跡地は、新拠点形成地区として位置付け、関係企業と連携を図り、本市の活性化の中心となる土地利用。                                                                          | 前    | まち、都建    | 4、5  |
| 2-B                   | ・長目小学校跡地は、校舎等の既存ストックの有効活用方策を検討。                                                                                              | 後    | まち、教委、都建 | 3、5  |
| 2-C                   | ・中心市街地、水晶山再開発拠点及び堅浦物流拠点における交通、物流の円滑化に向け、市道徳浦松崎バイパス及び国道217号平岩松崎バイパスの整備を促進。                                                    | 継続   | まち、都建    | 4、5  |
| 2-D                   | ・市街地内の狭隘道路や未改良区間の整備を促進。また、地域を分断する踏切の改良について関係機関へ働きかけ。                                                                         | 後    | まち、都建    | 5    |
| 2-E                   | ・幹線道路網の整備や分かりやすい案内標識の設置を推進し、集落地内の生活道路への通過交通の流入を抑制。                                                                           | 前    | まち、都建    | 4、5  |
| 2-F                   | ・本市の住宅地内の生活道路について、歩行者が安心して通行できるよう歩行者空間を確保。                                                                                   | 後    | 都建       | 5    |
| 2-G                   | ・これまでの公共バスだけでなく、コミュニティバスや福祉タクシー等、機動性の高い交通の利便性向上に向け、多面的な視点より検討。                                                               | 継続   | まち、福祉    | 1、2  |
| 2-H                   | ・本市の基幹産業であるセメント産業の象徴的な景観となっている工場や採石跡地のPRを推進するとともに、一般住宅地への緩衝緑地帯の整備を指導。                                                        | 後    | まち、都建    | 4、5  |
| 2-I                   | ・セメント産業の観光的利用の推進とともに、桜マップ、ウォーキングマップ、サイクリングマップの作成や、各地で実施されている獅子舞など地域の祭事、あまり知られていない名所・旧跡を聞き取り調査等で発掘し、そのマップを作成することで地域の特色のPRを検討。 | 前    | まち、教委    | 3、4  |
| 2-J                   | ・みかん畑については、特に優良畑を本市の独特な緑農景観としその保全。農業従事者の減少を食い止めるため、関係部署との調整により後継者対策の充実とあわせ新たな担い手の創出も検討しながら、優良畑の荒廃抑制。                         | 継続   | 農水       | 4    |
| 2-K                   | ・日豊海岸国定公園、豊後水道県立自然公園に指定された海岸部については、市街地に近い貴重な自然緑地として保全。                                                                       | 後    | 都建、農水    | 4、6  |
| 2-L                   | ・市街地縁辺部で多発している不法投棄問題については、地域住民とともに美化活動の連携。                                                                                   | 前    | 環境       | 6    |
| 2-M                   | ・防犯パトロールや交通安全の街頭指導などの活動を支援し、安全・安心のまちづくり。                                                                                     | 継続   | 秘書       | 2    |
| 2-N                   | ・地域別ワークショップで再発見された地区の伝統芸能等を通じたコミュニティの充実を図る支援を検討。                                                                             | 前    | まち、教委    | 1、3  |
| 2-O                   | ・木造の老朽化した密集市街地では、住宅の更新時には耐火耐震建築の指導。                                                                                          | 継続   | 都建       | 5    |

| 半島・島しょ部地域(施策メニュー“たたき台”) |                                                                                                   | 着手時期 | 担当課      | 検討機関 |
|-------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|------|----------|------|
| 3-A                     | ・休校中の学校等の施設については、利活用を含め検討。                                                                        | 後    | まち、教委、都建 | 3、5  |
| 3-B                     | ・老朽化した木造住宅については、耐震診断や耐震改修の促進。                                                                     | 継続   | 都建       | 5    |
| 3-C                     | ・増加する空き家、空き地及び放棄畑については、集約化する施策を検討。                                                                | 継続   | まち、農水、都建 | 4、5  |
| 3-D                     | ・ゴミの放棄をさせないキャンペーン等、自然環境の保全。                                                                       | 前    | 環境       | 6    |
| 3-E                     | ・集落内の生活道路について、歩行者が安心して通行できるよう生活道路の改善など、交通安全対策。                                                    | 継続   | 都建       | 5    |
| 3-F                     | ・排水対策は、環境保全の観点から取り組みを検討し、関係機関に働きかけ。                                                               | 後    | 都建、農水    | 5    |
| 3-G                     | ・路線バスや離島航路等、公共交通のさらなる充実にむけ、多面的な視点より検討。                                                            | 前    | まち       | 1、2  |
| 3-H                     | ・地域に点在する観光資源や歴史・文化的資源等をネットワークする案内看板や観光情報の整理を検討。                                                   | 前    | まち、教委    | 3、4  |
| 3-I                     | ・公民館等のコミュニティ施設を拠点と位置づけ、地域コミュニティを活用し地域情報の共有化や地域の魅力向上に向けたソフト施策を検討。                                  | 前    | まち       | 1    |
| 3-J                     | ・住民参加による植樹や清掃活動など、地区の魅力向上につながる美化活動等を支援。                                                           | 継続   | 環境、都建    | 6    |
| 3-K                     | ・養殖用資材などの漂着ごみについては、発生元の調査及び指導の徹底を関係機関に依頼。                                                         | 前    | 農水、環境    | 6    |
| 3-L                     | ・土砂対策や地震対策、津波・高潮対策を実施するとともに、地域の方々が迅速に避難でき安全に暮らせるよう、避難路や避難場所の設定や定期的な避難訓練を実施し、自助、共助の強化プログラムを検討。     | 継続   | 総務、都建、消防 | 5    |
| 3-M                     | ・多くの優良な眺望景観の視点場の整備と周辺景観の美化を地域の方々と実施。                                                              | 継続   | 都建、環境    | 6    |
| 3-N                     | ・土採り場など、植生による景観回復を関係者に働きかけるなど、景観保全を推進。                                                            | 後    | まち、都建    | 4、5  |
| 3-O                     | ・つくみイルカふれあい施設(仮称)や四浦展望台など、既存ストックの有効利用を行い、地域と連携したレクリエーションネットワークの創出を検討。また、住民参加で植樹した河津桜やアジサイなど内外にPR。 | 継続   | まち、農水    | 4、6  |
| 3-P                     | ・保戸島、無垢島等は自然レクリエーション拠点と位置付け、ブルーツーリズム、自然学習とのソフト施策とセットで島の活性化を検討。                                    | 継続   | まち、農水    | 4    |
| 3-Q                     | ・(再掲)養殖用資材などの漂着ごみについては、発生元の調査及び指導の徹底を関係機関に依頼。                                                     |      |          |      |